

豊能地域の防災・減災に係る取組方針

(令和4～8年度)

(案)

(令和4年3月策定)

令和4年6月21日

豊能地域水防災連絡協議会

○はじめに

平成27年9月の関東・東北豪雨災害により鬼怒川の堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長時間の浸水や、平成28年8月の台風第10号では岩手県管理河川の小本川が氾濫し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

平成29年6月施行の水防法等の一部改正では、このような状況を踏まえ、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させ、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現し、被害を二度と繰り返さないための抜本的な対策を講ずることとしている。

国土交通省は、平成29年6月20日に緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね5年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方等について、緊急行動計画をとりまとめた。都道府県においては、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめることとした。

大阪府では、府内8ブロックの既存協議会を水防法に位置づけられた地域毎の大規模氾濫減災協議会機能を付加した水防災連絡協議会に改組し、洪水、高潮、土砂災害等による防災・減災対策を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資するようにした。

本協議会では、上記水防法改正を踏まえたうえで、地域の特徴や平成22年6月策定の「今後の治水対策の進め方」の人命を守ることを最優先とする基本的な理念に基づき、「逃げる・凌ぐ・防ぐ」ことを主眼においた防災・減災に係る取組方針を策定し、平成30年12月13日に「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申されたことを踏まえ、緊急行動計画を改定して、より一層、充実・加速化を図ってきたところである。

これからも、水防災に対する意識の継承・再構築および大規模水害に対する備えの充実を図るために、防災・減災に係る取組を継続するべきであることから、これまでの取組項目に対して、継続・更新・新規項目を整理し、令和4年度より5箇年を目途とする防災・減災に係る取組方針を策定した。

今後、本協議会は、毎年出水期前に開催して、取組状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針を見直していく。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

豊能地域水防災連絡協議会規約

(名称)

第1条 本協議会の名称は、豊能地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災・減災関係機関に提供するとともに、「豊能地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組及び流域治水プロジェクトを総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、高潮又は土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

2 前項の「豊能地域」とは、別図に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取り組む地域とする。

(組織)

第3条 協議会は、「豊能地域」の防災・減災に関係する機関をもって組織する。

2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。

3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のWGを新設することができるものとする。

4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

(協議会での連絡協議事項)

第4条 協議会で「豊能地域」における連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

- (1) 防災・減災対策の取組に関すること
- (2) 各市町間の情報連絡システムの整備
- (3) 各市町の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
- (6) 雨量、水位等の情報伝達
- (7) その他

(行政WGでの検討事項)

第5条 行政WGは、前条の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項

- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「豊能地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

(オブザーバー)

第8条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。

- 2 オブザーバーは、本協議会の目的達成のため助言と支援を行うことができる。

(会議の公開)

第9条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第11条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事務局)

第12条 事務局は、大阪府池田土木事務所が行う。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

(付則)

この規約は、平成 3年 5月31日から実施する。

この規約は、平成13年 6月18日から実施する。

この規約は、平成18年 6月26日から実施する。

この規約は、平成22年 6月11日から実施する。

この規約は、平成24年 6月29日から実施する。

この規約は、平成27年 7月 1日から実施する。

この規約は、平成28年 7月 1日から実施する。

この規約は、平成29年 7月26日から実施する。

この規約は、平成30年 2月19日から実施する。

この規約は、令和 元年 5月31日から実施する。

この規約は、令和 2年 6月 5日から実施する。

この規約は、令和 3年 5月31日から実施する。

この規約は、令和 3年 8月 6日から実施する。

この規約は、令和 4年 3月17日から実施する。

この規約は、令和 4年 6月21日から実施する。

(別表1)

(自治体)

大阪府知事
池田土木事務所長
豊能地域 地域防災監
西大阪治水事務所長
北部流域下水道事務所長
北部農と緑の総合事務所長
池田保健所長
豊中市長
池田市長
箕面市長
豊能町長
能勢町長

(国関係)

猪名川河川事務所長
一庫ダム管理所長
大阪管区気象台長

(警察機関)

豊中警察署長
豊中南警察署長
池田警察署長
箕面警察署長
豊能警察署長

(消防機関)

豊中市消防局長
池田市消防長
箕面市消防長

(占用事業者)

関西電力送配電株式会社 北摂配電営業所長
西日本電信電話株式会社 関西支店災害対策室長
大阪ガスネットワーク株式会社 北東部事業部 導管計画チームマネージャー

(運輸事業者)

阪急電鉄㈱ 都市交通事業本部 技術部長

(別表2)

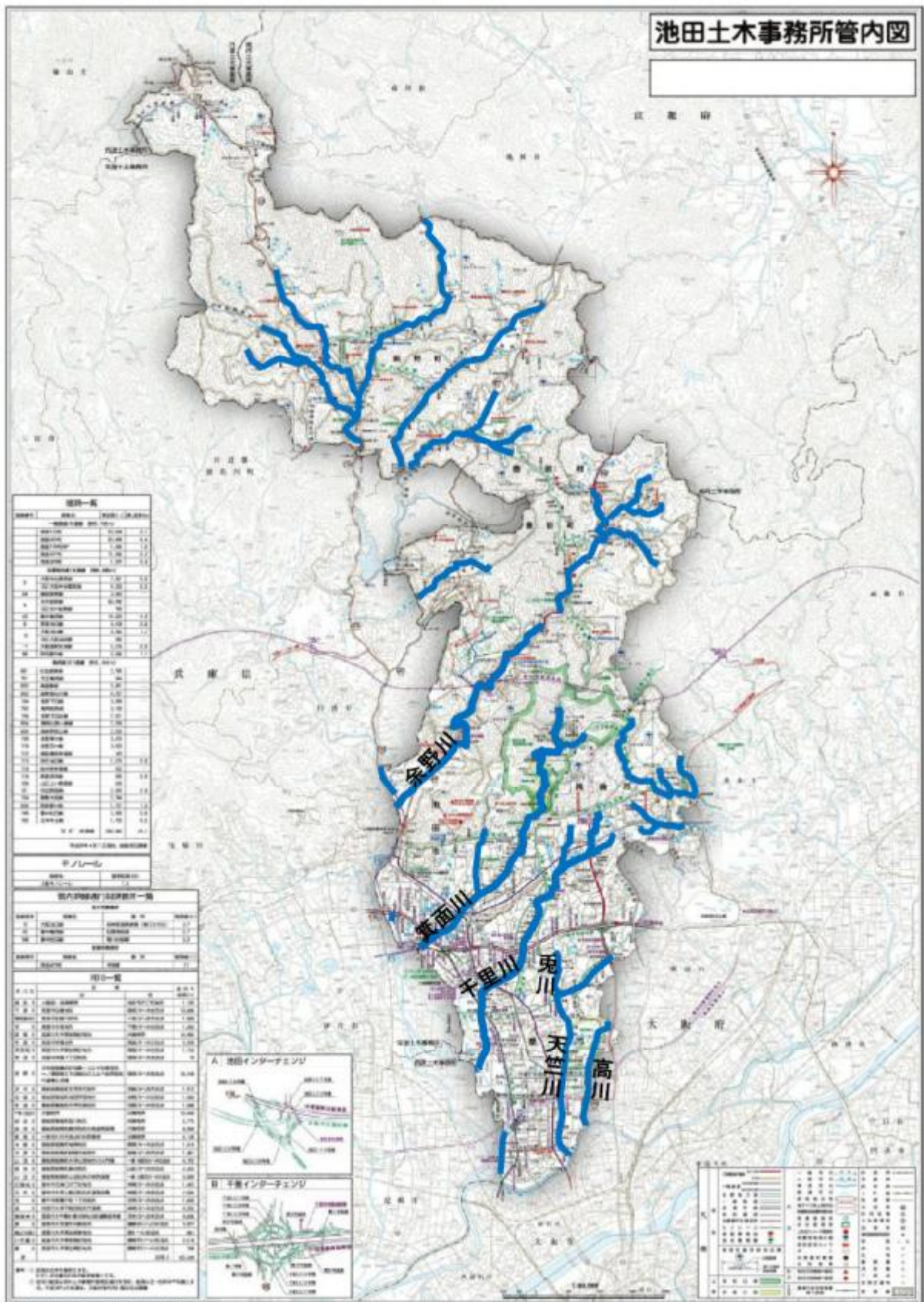
(自治体関係)

豊能地域 地域防災監
池田土木事務所建設課長
大阪府西大阪治水事務所防災対策課長
大阪府都市整備部事業調整室 都市防災課 参事
大阪府都市整備部河川室 河川整備課 参事
大阪府都市整備部下水道室 事業課長
北部流域下水道事務所建設課長
大阪府危機管理室 防災企画課 参事
北部農と緑の総合事務所地域政策室長
大阪都市計画局計画推進室 計画調整課 参事
大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課長
豊中市都市基盤部長
豊中市危機管理監
池田市都市整備部長
池田市市長公室長
池田市上下水道部長
箕面市みどりまちづくり部長
箕面市総務部長
豊能町都市建設部長
豊能町総務部長
能勢町産業建設部長
能勢町総務部長

(国関係)

猪名川河川事務所 総括保全対策官
一庫ダム管理所 所長代理
大阪管区气象台 気象防災部 気象防災情報調整官

(別図)



豊能地域（豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町）の府管理河川、土砂災害警戒区域が対象。

目標を達成するために5年間で実施する具体的な取組【令和4年度～】

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項		
具体的な取組		
(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組		
① 情報伝達、避難計画等に関する事項		
洪水時における河川管理者からの情報提供等 (ホットラインの運用)	・2017年6月から水位周知河川（余野川、箕面川、千里川、天竺川、兔川、高川）のホットラインを構築済。 ・ホットライン連絡体制の確認を継続し、必要に応じ実施要領を改定する。	
土砂災害警戒情報の提供 (ホットラインの運用)	・2017年6月から土砂災害警戒区域等に指定されている5市町（豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町）とホットラインを構築済。 ・ホットライン連絡体制の確認を継続し、必要に応じ実施要領を改定する。	
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 (洪水対応タイムライン) 【広域】	【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じ見直しを行う仕組みを構築する。	
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 (洪水・高潮対応タイムライン) 【市域・町域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 市域、町域単位の多機関連携型タイムラインを検討、協議会で実施内容を共有する。 【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じ見直しを行う仕組みを構築する。	
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 (洪水・高潮対応タイムライン) 【コミュニティ】	【タイムラインの作成】 地域（コミュニティ）単位でのタイムラインについて、自主防災組織等に紹介するとともに、モデル地区での作成支援を行い、作成を促進する。 【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じ見直しを行う仕組みを構築する。	
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 (土砂災害タイムライン) 【市域・町域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 市域、町域単位の多機関連携型タイムラインを検討、協議会で実施内容を共有する。 【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した土砂災害対応タイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じ見直しを行う仕組みを構築する。	

目標を達成するために5年間で実施する具体的な取組【令和4年度～】

具体的な取組の柱	
事項	主な取組内容
具体的な取組	
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 (土砂災害対応タイムライン) 【コミュニティ】	<p>【タイムラインの作成】</p> <p>地域（コミュニティ）単位でのタイムラインについて、自主防災組織等に紹介するとともに、モデル地区での作成支援を行い、作成を促進する。</p> <p>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</p> <p>作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じ見直しを行う仕組みを構築する。</p>
ICTを活用した洪水情報の提供	<p>【情報提供の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンのGPS機能と連動した河川防災情報サイト作成 ・防災情報の用語や表現内容の見直し（国・気象台）
防災施設の機能に関する情報提供の充実	ダムや堤防等の施設について、その効果や機能等の住民等への周知を実施
隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等	災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市町への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市町における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う。
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施 (洪水・高潮・土砂災害)	<p>【避難確保計画作成の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある施設を適切に地域防災計画へ位置づけ、計画未作成の施設に対する計画作成の働きかけを行う。 ・施設管理者等が新たに避難確保計画を作成または変更する場合には、計画と併せてチェックリストの提出を求め、必要な助言・勧告を行う。 <p>【避難訓練実施の徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者等に対し、避難訓練を原則として年1回以上実施させ、訓練実施後は概ね1カ月を目安に、訓練結果を報告させる。
応急的な避難場所の確保	安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要があるか検討、整備
② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項	
想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	公共下水道等の浸水想定区域図の作成を行う。
基礎調査の実施、公表と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎調査1巡目が完了し、2017年度より2巡目の調査に着手。令和2年度の土砂災害防止基本指針の改正を受け、令和3年度に府河川室で詳細な地形情報を用いた土砂災害警戒区域の抽出を実施。2巡目調査で抽出された箇所と併せて、基礎調査を行う。 ・基礎調査は概ね5年に1度実施する。 ・前回調査から変化が認められた箇所について、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の見直しを行い、その結果の公表を行う。

目標を達成するために5年間で実施する具体的な取組【令和4年度～】

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項	具体的な取組	
水害ハザードマップの改良、周知、活用 ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実		【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】 ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図を反映したハザードマップの作成・周知 ・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知
		【高潮浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】 ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を反映したハザードマップの作成・周知 ・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知
		【土砂災害ハザードマップの作成と周知】 ・土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が指定された場合、その区域にある市町において速やかに土砂災害ハザードマップの作成・周知 ・土砂災害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知
浸水実績等の周知		協議会の場等で浸水実績等に関する情報を共有し、市町において速やかに住民等に周知
水害の記録の整理		過去の水害の記録（アーカイブ）を整理し、ホームページ等で公表
災害リスクの現地表示		実施事例や活用事例について共有を図り、危険度が高い地域での現地表示を検討
防災教育の推進		・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組みの強化 ・出前講座などによる防災教育の推進
共助の仕組みの強化 地域防災力向上のための人材育成		・協議会等の場を活用して、自主防災組織、福祉関係者、水防団体等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整 ・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町の取組に対して専門家による支援
住民一人一人の避難計画・情報マップ作成促進		市町におけるマイ・タイムラインやマイ防災マップ等の避難の実効性を高める取組内容を共有

目標を達成するために5年間で実施する具体的な取組【令和4年度～】

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項		
具体的な取組		
(2) 被害軽減の取組		
① 水防体制の強化に関する事項		
重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・特に重要な水防区域、重要水防区域について協議会で確認 ・河川管理者と関係者による施設巡視点検の実施 ・水防資機材については、河川管理者、水防管理者で備蓄状況等を確認 	
水防訓練の充実 避難訓練への地域住民の参加促進	多様な関係機関、住民参加により実践的な訓練となるよう、訓練内容を検討する。	
② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項		
市町庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の災害拠点病院等の関係者へ、必要に応じて連絡体制を検討	
(3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組		
氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組		
排水施設、排水資機材の運用方法の改善	洪水浸水想定区域図の浸水継続時間を基に排水計画の検討を実施	
浸水被害軽減地区の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・市町が浸水被害軽減地区の指定を検討、実施 ・他事例の情報収集、共有 	
流域全体での取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・既存ストック（調節地等）を活用した治水対策を推進する。 ・ため池の治水活用推進 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・利水ダム等における事前放流の更なる推進 	
土地利用誘導	立地適正化計画における居住誘導区域の見直し及び防災指針の策定	

目標を達成するために5年間で実施する具体的な取組【令和4年度～】

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項		
具体的な取組		
(4) 防災施設の整備等に関する事項		
防災施設の整備等に関する事項		
河川砂防施設等の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	河川・砂防・下水道施設の整備および森林整備・保全等については、猪名川上流ブロック、猪名川下流ブロックおよび神崎川ブロックの流域治水プロジェクトに基づき推進	
重要インフラの機能確保	【下水道】 ・下水道管理者において、水害時におけるBCPの作成 ・浸水リスクのある防災拠点や災害拠点病院、上下水道等の施設管理者に対して浸水被害の防止軽減策の支援	
樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	・洪水浸水リスクの高い地域において、水門等の自動化・遠隔操作化を優先的に整備する対象施設を抽出する。 ・抽出した施設について、計画に基づき自動化・遠隔操作化を推進し、確実な運用体制を確保する。 ・下水道管理者が管理する樋門等の操作規則策定を推進	
施設管理の高度化の検討	【施設管理におけるドローンの活用】 今後の国からの情報提供を踏まえ、活用方法を検討する。	
(5) 減災・防災に関する国の支援		
減災・防災に関する国の支援		
水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	交付対象事業の周知	
適切な土地利用の促進	開発申請者などへ洪水リスク表示図により水害リスクを周知	
災害時及び災害復旧に対する支援	・災害復旧事業にかかる市町支援として研修やマニュアルの充実を図る。 ・大阪府における災害復旧事業の事務手続きを詳しく記載した「災害査定マニュアル」の更新	